

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 個人情報保護に関する法律
 規制の名称： 学術研究機関等に対する個人情報の取扱いに係る規律の適用
 規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
 担当部局： 個人情報保護委員会事務局
 評価実施時期： 令和3年2月3日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
 （現状をベースラインとする理由も明記）

- 現在、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取扱う場合、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）上の各種の義務（情報の利用目的の特定、利用目的による取扱いの制限、不適正な取得・利用の禁止、取得に際しての利用目的の通知、データ内容の正確性の確保等、個人情報の安全管理措置、従業者等に対する監督、漏えい時等の個人情報保護委員会等への通知、第三者へ個人情報を提供する場合の取扱い、保有個人データの開示等）について、一律に適用を除外することとしている（個情法第76条）
- このように、現行法が、学術研究機関等が学術研究目的で取扱う場合を一律に各種義務の適用除外としている結果、我が国の学術研究機関等にEU圏から移転される個人データについてはGDPR十分性認定※の効力が及ばないこととなっている。
※一般データ保護規則。EU域内の個人データ保護を規定する法であり、EU域内の事業者だけでなくEU域外の事業者にも適用される。EU域内の個人データについて、欧州委員会が、データ移転先の国が十分なレベルの個人データ保護を保障していることを決定（十分性認定）した場合は、本人の同意取得や個別の標準契約条項を締結することなく、EU域外へ移転することが認められている。
- 制度の見直しを行わない場合、我が国の学術研究機関等にEU圏から移転される個人データについてGDPR十分性認定※の効力が及ばない状況が継続するものと予測される。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

- 我が国の学術研究機関等にEU圏から移転される個人データについてはGDPR十分性認定の効力が及ばないこととなっている理由として、現行法が、学術研究機関等が学術研究目的で取扱う場合を一律に各種義務の適用除外としている点が挙げられる。
- この点、学術研究機関等に対しても、個人情報保護法の適用除外をせず、他の個人情報取扱事業者と同様に全ての義務規定を適用することが考え得るが、学問の自由の中核である研究活動の自由及び研究結果の発表の自由を十全に確保する観点からは適当ではない。
- したがって、規律の適用について例外を認めなければ典型的に実施困難な研究活動が生じる規律について、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取扱う場合について規律の適用についての例外を認めることとする。具体的には、利用目的による制限（個情法第16条）、要配慮個人情報の適正な取得（個情法第17条第2項）、個人データの第三者提供の制限（個情法第23条）について例外を認めることとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用）

- 現状、学術研究機関等に対しては個人情報保護法の規律が適用されないものの、所管省庁が策定するガイドラインや独自の個人情報の取扱いに係る指針を順守していると考えられるなど、基本的な個人情報の取扱いに係る義務（情報の利用目的の特定、利用目的による取扱いの制限、不適正な取得・利用の禁止、取得に際しての利用目的の通知、データ内容の正確性の確保等、個人情報の安全管理措置、従業者等に対する監督、漏えい時等の個人情報保護委員会等への通知、第三者へ個人情報を提供する場合の取扱い等）に関して、今回の制度見直しに伴い、新規の設備投資費用や担当者の雇用による人件費等の増加が生じるものとは考えられず、追加の順守費用が発生することは想定されない※。

※令和2年に改正された個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年施行予定）において、漏えい等報告及び本人通知の義務化の規制が導入されたところ、当該法律の制定時における規制の事前評価においては、発生総数を予測することは困難であるとされているところ。

- 他方、保有個人データの開示等については、学術研究機関等にとって新たに対応が求められ

るものであるが、以下の推計を踏まえれば、新規の設備投資費用や担当者の雇用による人件費等の増加が生じるものとは考えられず、追加の順守費用が発生することは想定されない。

<推計>

保有個人データの開示請求件数は、民間の学術研究機関等と同視し得る独立行政法人等の実績を基に算出すると、1事業年度当たり13件/法人である（注：「平成30年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について」（総務省行政管理局）を基に算出）。

（行政費用）

- 学術研究機関等が個人情報保護委員会による監督の対象に加わることに伴い、個人情報保護委員会における監督体制の拡充が必要となることが想定されるが、従来から行っている民間の事業者に対する監督の一環として対応を行うこととなるため、新たな行政費用は発生しない。
- 本改正内容の周知・広報に要する行政費用が発生することが想定されるが、従来から行っている説明会や広報活動の一環で行うため、新たな行政費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（該当なし）

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

○ 個人情報保護に係るルールの法定化及び個人による開示請求等が新たに認められることに伴い、個人の権利利益の一層の保護が図られる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

○ 必ずしも金銭価値化することにはなじまないものである。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（該当なし）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

（経済への副次的及び波及的な影響）

○ 本改正を踏まえ、国際交渉の結果として、将来的に学術研究機関等に対してGDPR十分性

認定の効力が及ぶこととなった場合には、地域の枠を超えたデータ利活用が活発化すると考えられる。

(競争への副次的及び波及的な影響)

- 新たに学術研究機関に課されることとなる個人情報の取扱いに係る規律は、一定の個人データを取扱う民間主体には一律に課されるものであり、競争評価チェックリストの結果によっても、競争への副次的及び波及的な影響は限定的であると考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

- 本改正に伴い、個人の権利利益の一層の保護が図られるほか、我が国の学術研究機関等にEU圏から移転される個人データについてGDPR十分性認定の効力が及ばないこととなっている原因の解消に向けた着手がなされることとなるなど、その効果は大きい一方、本改正に伴う新たな順守費用及び行政費用は、2③のとおり非常に限定的であり、本改正を行うことは正当化されることが考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

- 学術研究機関等に対しても、個人情報保護法の適用除外をせず、他の個人情報取扱事業者と同様に全ての義務規定を適用することが考え得るが、(1) これまで本人同意を取得すること

なく学術研究目的に個人データを用いていたものについて、法の規定に基づいて新たに本人同意を取得し直す必要性のある場合が生じることが想定されること、(2) データを利活用した学術研究で実施困難となるものが生じると想定されることなどから、係る代替案を取ることは不適當である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

個人情報保護制度の見直しに関する検討会において有識者から意見聴取を実施。
(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/)

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。
なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

法律の附則において、法律の施行後三年ごとの見直し規定が置かれており、当該時期に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本改正内容も含め、相談ダイヤルに寄せられる御意見や相談対応の結果等を通じて、今回の改正後の個人の権利利益の保護の状況を把握し、事後評価を実施する。